

資料 3

諮問事項

希少野生動植物種の保護のあり方

1 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

希少野生動植物種の保護のあり方について（諮問）

本県では、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）について、県レッドデータブック発刊による啓発や環境影響評価制度等の既存制度の活用等により、保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にあります。

今般、本県において、希少種の生息・生育状況調査を実施した結果、開発・工事、管理放棄、水質汚濁等により個体数や生息地が減少したり、栽培や飼育等のために採取・捕獲された事例を確認しました。

さらに、その調査結果に基づき専門家による検討を行ったところ、希少種の絶滅を防ぐためには、採取・捕獲に対する規制及び罰則を設けた条例を制定するとともに、保護管理事業を積極的に実施する必要があるとの提言を受けたところです。

つきましては、希少野生動植物種保護条例（仮称）の制定も含めた本県における今後の希少種保護のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

希少野生動植物種の保護のあり方について（案）

～希少野生動植物種保護条例（仮称）の制定の検討について～

1. 条例制定の必要性の検討について

① レッドデータブック掲載種の推移

本県の絶滅危惧種の種数は、増加傾向にある。

県レッドデータブック	2001年（初版）	2011年・2014年（改訂版）
掲載種	967種	1,611（1,265）種
絶滅危惧種	618種	1,010（872）種

※（ ）は、対象種を初版と同一とした場合。改訂時に新たな対象種（クモ形類等）を追加

② 現行の希少種保護の取組・制度と課題について

下表の既存の取組や制度だけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にある。

取組・制度	課題
レッドデータブックによる啓発	採取・捕獲に係る規制なし
種の保存法による国内希少野生動物種指定	全国的な希少種が対象で、本県固有の事情による種の指定はできない
環境影響評価制度	対象は大規模事業のみ。保護対策の義務付けなし
公共工事配慮指針	対象は県公共工事のみ。保護対策の義務付けなし

③ 希少種調査について（平成30年6月～令和元年5月）

本県において県内に生息・生育する希少種調査を実施したところ、開発・工事、管理放棄、水質汚濁等により、個体数や生息地が減少したり、栽培や飼育等のために採取・捕獲された事例を確認した。

④ 専門家による検討について（平成30年5月～令和元年6月）

③に基づき、専門家による検討を行ったところ、希少種の絶滅を防ぐためには、採取・捕獲に対する規制及び罰則を設けた条例を制定するとともに、保護管理事業を積極的に実施する必要があるとされた。

2. 条例の骨子（案）について

- ① 総 則 : 目的、県・事業者・県民等の責務
- ② 個体等の取扱い : 捕獲、所持、譲渡し、陳列又は広告の禁止
- ③ 生息地等の保護 : 生息地等保護区、管理地区、立入制限地区、監視地区
- ④ 保護管理事業 : 保護管理事業計画の策定、保護管理事業の実施
- ⑤ 外来種に関する施策 : 外来種に関する調査・研究及び情報提供、外来種を放つことの禁止
- ⑥ 推進体制の整備等 : 県民及び事業者等の自発的な活動の促進
- ⑦ 雑 則 : 規則への委任
- ⑧ 罰 則 : 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（捕獲、所持等の禁止違反の場合）

3. 今後のスケジュール

- ・令和元年11月8日 環境審議会（諮問、専門委員会の設置）
- ・令和元年11月 第1回専門委員会（条例制定の可否、条例骨子の内容の検討）
- ・令和元年12月 第2回専門委員会（答申案の検討）
- ・令和2年1月 環境審議会（専門委員会からの報告、答申案の審議及び答申の決定）
- ・令和2年6月 議会上程・条例公布

福岡県指定希少野生動植物種等選定検討委員会に関する報告書（概要）

1. 委員会の概要

大学の教授を中心とした6名の委員により4回の会議を開催し、検討を行いました。

2. 指定候補種の選定方針の検討

※指定候補種：特に保護すべき種の候補となる種

指定候補種の選定に当たっては、国の「希少野生動植物種保存基本方針」を基に、選定に関する考え方を整理・検討し、13項目を選定の方針としました。

＜選定に係る主な方針＞

- ・ 個体数や生息地が著しく少ないか、または著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- ・ 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり、多くの主体の保存施策への参画又は協力を促進させる効果が期待される種
- ・ 保護の効果が期待できる種

3. 指定候補種（案）の選定及び生息・生育状況調査の実施

1) 指定候補種（案）の選定

上記2の方針に従い、レッドデータブック（以下「RDB」という。）掲載種のうち62種を指定候補種（案）として選定しました。

2) 指定候補種（案）の生息・生育状況調査

1)で選定した62種について、RDB（2011年、2014年）の発刊時より生息・生育状況が変化している可能性があることから、現況調査を実施しました。

4. 指定候補種の選定及びその保護管理方策の検討

上記3の調査結果に基づき、1)の62種の中から23種を指定候補種として選定するとともに、これらの指定候補種について今後望まれる保護管理方策を検討しました。

＜今後の望まれる主な保護管理方策＞

- ・ 捕獲、譲渡し等の禁止
- ・ 定期的な草刈りや外来種の駆除等
- ・ 種子の採取、栽培、苗の植え戻し等

5. まとめ

指定候補種として選定した23種を保護するには、希少野生動植物種保護条例（仮称）を制定し、採取・捕獲・売買等に対する規制及び罰則等を設ける必要があります。

また、それらの種について以下のような保護対策が図られるよう要望します。

- ① 指定候補種を取り巻く生息環境は、開発・工事、管理放棄、水質汚濁等によりますます悪化していることから、採取・捕獲・売買等に対する規制だけでなく、保護区域の指定を含む積極的な保護管理事業を実施すること。
- ② 保護管理事業の実施に当たっては、手法の検討、事業の効果等を把握するため、有識者を交えた協議・検討の場を定期的に設けること。

福岡県指定希少野生動植物種等選定検討委員会に関する報告書

令和元年9月

福岡県指定希少野生動植物種等選定検討委員会

委員長 九州大学大学院比較社会文化研究院教授 荒谷 邦雄



福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014（以下「RDB」という。）には、1,611 種もの希少野生動植物種が掲載されており、それらは絶滅のおそれがあるとされています。

その要因は、開発、シカの食害、地球温暖化の進行など様々であり、また、希少野生動植物種を持ち去るなどの行為も確認されています。

福岡県指定希少野生動植物種等選定検討委員会では、県内に生息・生育する希少野生動植物種のうち、特に保護すべき種の候補となる種（以下「指定候補種」という。）の選定や、保護管理方策等の検討を重ねてまいりました。この度、指定候補種の選定が完了しましたので、御報告します。

1. 委員会の概要

福岡県内に生息・生育する野生動植物の中から、指定候補種の選定や保護管理方策の検討を行うために設置されたものであり、以下のとおり検討を行いました。

< 開催状況 >

回数	日程	内容
第1回	平成30年5月9日	指定候補種の選定方針の検討、指定候補種(案)の選定
第2回	平成30年10月24日	調査状況の中間報告
第3回	平成31年3月22日	平成30年度調査結果報告、指定候補種の絞り込み
第4回	令和元年6月7日	平成31年度調査結果報告、指定候補種の選定、保護管理方策の検討

< 委員一覧 >

氏名	所属	専門
荒谷 邦雄（委員長）	九州大学大学院比較社会文化研究院教授	昆虫類
猪上 信義	前福岡市植物園嘱託職員	植物
岡部 海都	(一財)九州環境管理協会研究員	鳥類
鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究大学院准教授	魚類
福原 達人	福岡教育大学教育学部教授	植物
松隈 明彦	九州大学名誉教授	貝類

※一覧に記載されていない哺乳類、両生類、爬虫類、甲殻類その他の分類群については、適宜県事務局が専門家から意見を聴取して検討を行いました。

2. 指定候補種の選定方針の検討

指定候補種の選定に当たっては、まず、国の「希少野生動植物種保存基本方針」を基に、選定に関する考え方を整理・検討し、以下の13項目を選定の方針としました。

- ① 個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種（※RDB：絶滅危惧 IA 類）
- ② 生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ③ 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- ④ 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- ⑤ 生態学的に重要性が高く、その保存によって分布域内の生態系全体の保全にも効果がある種

- ⑥ 認知度又は地域住民等の関心が高く国や地域の象徴となり、多くの主体の保存施策への参画又は協力を促進させる効果が期待される種
- ⑦ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、当該種に対する保存施策が他の絶滅危惧種の保存にも効果がある種
- ⑧ 保護の効果が期待できる種
- ⑨ かつては里地里山で普通に生息・生育していたにもかかわらず、近年減少傾向にある種
- ⑩ 自然海岸、河口等に生息・生育し、その環境の消失や劣化に伴って減少傾向にある種
- ⑪ 個体数は安定しているものの、人為的な要因により、生息地等が 1 か所に集中しているなど、脆弱性の高い状況にある種
- ⑫ 学術的に重要性が高い種
- ⑬ 以上のほか、既存指定内容等についても評価にあたり考慮する。

3. 指定候補種（案）の選定及び生息・生育状況調査の実施

1) 指定候補種（案）の選定

「2. 指定候補種の選定方針の検討」に従い、RDB 掲載種のうち 62 種を指定候補種（案）として選定しました。

< RDB2011、2014 における種の内訳、指定候補種（案）の内訳 >

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 IA類	絶滅危惧 IB類	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	情報不足	野生絶滅	計	指定候補種(案)
植物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	2	606	26
植物 (その他)	1	8(絶滅危惧I類)		8	12	10	-	39	-
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24	1
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90	7
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7	1
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11	-
魚類	1	11	12	12	28	17	1	82	4
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417	15
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278	7
甲殻類 その他	-	5	7	5	18	10	-	45	1
クモ形類等	-	-	-	1	5	6	-	12	-
計	53	1,010			373	172	3	1,611	62

絶滅危惧種

絶滅危惧 IA 類：全ての個体群又は生息地の状況が著しく悪化しているなどの要件のいずれかに該当し、成熟個体数が 100 未満であるもの。

絶滅危惧 IB 類：絶滅危惧 IA 類と同じ要件のいずれかに該当し、成熟個体数が 100 以上～1,000 未満であるもの。

絶滅危惧 II 類：大部分の個体群又は生息地の状況が悪化しているなどの要件のいずれかに該当するもの。

2) 指定候補種（案）の生息・生育状況調査

RDB（2011年、2014年）の発刊時より種の生息・生育状況が変化している可能性があることから、指定候補種（案）の現況を把握するため、県事務局が2回に分けて生息・生育状況の調査を実施しました。その際、当委員会委員も調査に同行するなど現況の把握に努めました。

※ 指定候補種を選定するためには、種が減少傾向にあるかを把握する必要があり、現在の個体数、生息地数、次世代への再生産能力の調査が必要。

< 生息・生育状況調査期間 >

- ・平成30年6月1日～平成30年12月21日
- ・平成31年4月1日～令和元年5月24日

4. 指定候補種の選定及びその保護管理方策の検討

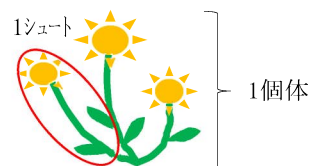
「3. 指定候補種（案）の選定及び生息・生育状況調査」の結果に基づき、62種のうち23種を指定候補種として選定し、また、これらの指定候補種について今後望まれる保護管理方策を検討し、分類しました。

これまでのレッドデータブック等による啓発のみでは希少種保護に限界があるため、法による規制及び積極的な保護管理事業が望まれます。

< 今後望まれる保護管理方策の分類 >

- A： 個体の規制（捕獲等の禁止、譲渡し等の禁止、等）
- B： 区域指定による規制（管理地区、立入制限地区）
- C： 生息域内保全（定期的な草刈り、外来種の駆除、等）
- D： 生息域外保全（種子の採取、栽培、苗の植え戻し、等）

※ 植物の数え方



< 指定候補種一覧 >

※ 種名については、盗掘のおそれがあるため記載しない。

	該当する選定方針	選定した主な理由	今後望まれる保護管理方策
植物1	① ② ③ ⑤ ⑨ ⑫	・シカの食害などにより生育地(1地点)及び個体数(50個体未満)が減少しており、繁殖も確認できていない。	A、C、D
植物2	① ② ③ ④ ⑦	・改修工事などにより、生育地(2地点)及び開花シュート数(1,000～1,500個体※)が著しく減少している。 ※個体数としてはかなり少ない ・複数の絶滅危惧種が集中する地域に生育しており、当該種を保護することで、他の種の保護にも効果がある。	A、C、D
植物3	① ② ③ ④	・開発などにより、生育地(1地点)及び開花個体数(10個体以下)が著しく減少している。	A、B、C、D
植物4	① ② ③ ④ ⑥ ⑧ ⑨ ⑫	・管理放棄などにより、生育地(1地点)及び開花シュート数(150個体)が減少している。 ・保全団体の活動があり、保護の効果が期待できる。	A、B、C、D
植物5	① ② ③ ④ ⑦ ⑫	・園芸採取などにより、生育地(1地点)及び個体数(50個体未満)が減少している。 ・採集圧が高い。	A、B、C、D

	該当する 選定方針	選定した主な理由	今後望まれる 保護管理方針
植物6	① ② ③ ④ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害などにより、生育地(4地点)及び開花個体数(50~100個体)が減少し、今後枯死する可能性がある。 ・ 採集圧が高い。 ・ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生育しており、当該種を保護することで、他の種の保護にも効果がある。 	A, B, D
植物7	① ② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理放棄などにより、生育地(2地点)及び開花個体数(100個体未満)が減少している。 ・ 採集圧が高い。 ・ 万葉集でも詠まれる種で、福岡県にゆかりのある植物。啓発効果が高い。 	A, B, C, D
植物8	① ② ③ ④ ⑥ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地の乾燥化などにより、生育地(2地点)及び開花個体数(100個体未満)が減少している。 ・ 採集圧が高い。 ・ 花の形状が美しく、広く知られており、啓発効果が高い。 	A, B, C, D
植物9	① ② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理放棄などにより、生育地(2地点)及び開花個体数(100~1,000個体)が著しく減少している。 ・ 採集圧が高い。 ・ 草原性植物で、減少傾向にある。 	A, B, C, D
植物10	① ② ③ ④ ⑥ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿地の乾燥化などにより、生育地(2地点)及び開花個体数(100個体未満)が減少している。 ・ 採集圧が高い。 ・ 美しい花をつけ、広く知られており、啓発効果が高い。 	A, B, C, D
植物11	① ② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生育地(2地点)のうち1地点が災害による被害が大きく、また開花個体数(150~200個体)も少ない。 	A, C, D
鳥類1	③ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発などにより、繁殖地や繁殖成功率が減少しており、生息地(4地点)及び個体数(100~2,000個体)も減少傾向にある。 ・ 自然海岸・河川の中州など環境の変化を受けやすい場所に生息している。 	C
鳥類2	① ② ③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発などにより、繁殖地が減少しており、生息地(5地点)及び個体数(100個体未満)も減少傾向にある。 	B
魚類1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事などにより、生息地(4地点)に限られており、個体数(不明)も少ない。また、産卵母貝の減少も進行しており、危機的状況。 ・ 捕獲圧が高い。 	A, B, C, D
魚類2	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地(3地点)が極めて局所的であり、個体数(1,000個体未満)も少なく、改修工事等による影響を受けやすい。 	A, B, C, D
昆虫類1	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地(1地点)及び個体数(100個体未満)が極めて少なく、環境の変化で消失する可能性が高い。 	A, B, C
昆虫類2	① ② ③ ④ ⑦ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁などにより、生息地(1地点)及び個体数(1,000個体未満)が著しく減少している。 	A, B, C, D
昆虫類3	① ② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑩ ⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息地(1地点)及び個体数(100個体未満)が極めて少ない。 ・ 捕獲圧が高い。 ・ 環境の変化を受けやすい場所に生息している。 	A, C
貝類1	① ② ④ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林伐採などにより、生息地(2地点)に限られており、個体数(1,000個体未満)も少ない。 ・ 捕獲圧が高い。 	A, C
貝類2	① ② ③ ④ ⑦ ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事などにより、生息地(2地点)及び個体数(100個体未満)が著しく減少している。 	A, C
貝類3	② ⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数は安定しているものの、生息地(1地点)が局所的である。 	A, C
貝類4	① ② ③ ④ ⑤ ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修工事などにより、生息地(2地点)及び個体数(100個体)が減少している。 ・ 捕獲圧が高い。 	A, C, D
甲殻類	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発などにより、産卵個体数(800個体)が減少しており、生息地(5地点)のうち1地点が危機的状況にある。 ・ 広く知られており、啓発効果が高い。 	A, C

5. まとめ

当委員会では、4回の委員会での検討の結果、指定候補種として23種を選定しました。

23種のうち、今後望まれる保護管理方策としてA（個体の規制（捕獲等の禁止、譲渡し等の禁止、等）を必要としている種のうち、鳥類2種については鳥獣保護管理法で既に捕獲の規制がありますが、その他の21種については規制がありません。このため、これらを保護するには、希少野生動植物種保護条例（仮称）を制定し、採取・捕獲・売買等に対する規制及び罰則等を設ける必要があります。

条例制定後、県環境審議会での審議等の手続きを経て、当委員会が選定した指定候補種の中から保護すべき種が決定されると思いますが、決定後はそれらの種について以下のような保護対策が図られるよう要望します。

- ① 指定候補種を取り巻く生息環境は、開発・工事、管理放棄、水質汚濁等によりますます悪化していることから、前述の「今後望まれる保護管理方策」を参考とし、採取・捕獲・売買等に対する規制だけでなく、保護区域の指定を含む積極的な保護管理事業を実施すること。
- ② 保護管理事業の実施に当たっては、手法の検討、事業の効果等を把握するため、有識者を交えた協議・検討の場を定期的に設けること。